

お知らせ

重度心身障害者手当を受給している方へ

現況届の提出を

重度心身障害者手当を受給している方に、現況届を郵送しました。内容を確認のうえ、2月28日(金)までに障がい福祉課へ提出してください。まだ用紙が届いていない方は、ご連絡ください。

※障がい福祉課窓口は、大変混雑しますので、同封の返信用封筒(切手を貼付)で郵送していただくか、直接お住まいの地域の障がい者支援センターへ提出してください。

問障がい福祉課 ☎724・2148 FAX 050・3101・1653

消費生活センター

特別相談を実施

【多重債務110番】

都と共催で、来所・電話相談を実施します。お気軽にご相談ください。

対市内在住、在勤、在学の方

日3月2日(月)、3日(火)、午前9時～正午、午後1時～4時
場同センター

相談専用電話 ☎722・0001

問同センター ☎725・8805

催し・講座

シニア生涯ワーキングセミナー

シニア世代のライフプランニングを通して「一生涯のしごと」とは何かを考えます。

対55歳以上で働く意欲のある方

日3月12日(木)午後1時～3時45分

場市庁舎

講アフィリエイト・ファイナンシャル・プランナー 下島利光氏 他

定30人(申し込み順)

申電話で予約専用ダイヤル(☎03・5843・7665)へ(受付時間=祝休日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)。

問東京しごとセンターシニアコーナー ☎03・5211・2335、町田市産業政策課 ☎724・2129

外国人のための介護の日本語教室

介護の仕事に必要な日本語を学びます。これから介護の仕事をしてみたい方向けに、施設見学や職場体験等を行います。

対市内の介護施設で働いている、または働いてみたい外国人の方

日4月8日～2021年3月24日の水曜日(第3水曜日を除く)、午後2時～4時

場町田国際交流センター、町田市民フォーラム

定20人(申し込み順)

申申込書(町田国際交流センターで配布、町田市ホームページ・町田市介護人材開発センターホームページでダウンロードも可)に必要事項を書き、FAXまたはEメールで町田市介護人材開発センター(☎851・9579 info@machida-kjkc.jp)へ。

問町田市介護人材開発センター ☎851・9578(受付時間=祝休日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)、町田市いきいき総務課 ☎724・2916

住み慣れた地域でのお仕事探なら町田市介護人材バンク

【出張・相談登録会inなるせ駅前市民センター】

資格や経験は不問です。希望職種や勤務形態などに応じて多様な働き方を支援します。

対介護施設に就職を希望する方

日2月26日(水)午後1時30分～4時

場なるせ駅前市民センター第2A会議室

※事前予約は町田市介護人材バンクへ(予約無しでの参加も可)。

問同バンク ☎860・6480(受付時間=祝休日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時)、町田市いきいき総務課 ☎724・2916

女性の健康を考えよう!

【ベリータンを取り入れたやさしいエクササイズとストレッチ】

ダイエットインストラクターがエ

クササイズとストレッチを指導します。健康ブース(お口の健康測定、骨健康度等)もあります。

対市内在住の女性

日3月3日(火)午後1時30分～3時(ブース展示は午後1時から)

場健康福祉会館

定35人(申し込み順)

申2月19日正午～28日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード200219Aへ。

問保健予防課 ☎736・1600

地域公開講座

町田市子ども発達センターの言語聴覚士が、言葉やコミュニケーションの育て方についてお話しします。

対市内在住の方

日3月10日(火)午前10時～11時30分

場生涯学習センター

定40人(申し込み順)

申2月20日正午～3月6日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード200220Aへ。保育希望者(4か月以上の未就学児、申し込み順に10人)は併せて申し込みを。

問子ども発達支援課 ☎726・6570

町田新産業創造センター

まちふれ親子教室

対小学3～6年生とその保護者(小学3年生未満のお子さんの参加も可)

日3月14日(土)、①午前9時30分～正午②午後2時～5時

場同センター

対①起業を想像してオリジナルストーリーを作る「作ってみよう!ピクチャーストーリーショー」②設計～組み立てを行う「ダンボール de OUCHI」

講①さるびあ亭かこ氏②(株)ディセノ代表取締役・福本圭子氏

定各20組(申し込み順)

申同センターホームページで申し込み。

問同センター ☎850

・8525、町田市産業政策課 ☎724・2129



社会保障・税番号制度特定個人情報保護評価書(案)についての意見公募

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の規定により、5年ごとの評価書見直しを行い、特定個人情報保護評価書(案)を作成しました。この評価書は、特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)の取り扱いにおいて、個人のプライバシー等の権利利益の保護のため、どのような措置を講じているかを具体的に説明するものです。

案件名	住民基本台帳事務全項目評価書(案)	地方税事務全項目評価書(案)
公募期間	2月17日(月)～3月17日(火)	
担当課	市民課(〒194-8520、森野2-2-22、市庁舎1階、☎724・4225 FAX 050・3085・6262 machcity4370@city.machida.tokyo.jp)	市民税課(〒194-8520、森野2-2-22、市庁舎2階、☎724・3067 FAX 050・3085・6084 machcity4360@city.machida.tokyo.jp)
資料配布・閲覧	詳細は、町田市ホームページに掲載しています。また、各担当課のほか次の窓口で閲覧及び概要版の配布を行っています(各窓口で開庁日・時間が異なる)。配布場所=広聴課・市政情報課(市庁舎1階)、各市民センター、各連絡所、男女平等推進センター、生涯学習センター、町田市民文学館、各市立図書館	
提出方法	案件名・住所・氏名・連絡先を明記し、直接、郵送、FAXまたはEメールで各担当課及び資料を配布している窓口へ(郵送の場合は、配布資料に添付している専用封筒(料金受取人払郵便)の利用可)。	

<注意事項> 書式は自由です/電話、口頭によるご意見はお受けできません/個別回答は行いません/公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします/寄せられたご意見は、個人情報を除き5月ごろに公表します。

高額介護合算療養費のお知らせ

問国民健康保険の高額介護合算療養費について=保険年金課保険給付係 ☎724・2130、後期高齢者医療保険の高額介護合算療養費について=保険年金課高齢者医療係 ☎724・2144、介護保険の自己負担額証明書について=介護保険課給付係 ☎724・4366

高額介護合算療養費制度とは、計算期間中(2018年8月1日～2019年7月31日)に世帯内で「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担額があり、その合計額が自己負担限度額(表1参照)を超えた場合に、申請により超えた額を払い戻す制度です。ただし、自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給の対象外となります。また、自己負担額には含まれないものもあります(表2参照)。

高額療養費・高額介護(予防)サービス費として、既に払い戻しを受けた方は自己負担額から差し引きます。また、70歳未満の国民健康保険加入者の場合、1か月に1つの病院等で支払った自己負担額が2万1000円未満の場合は、高額介護合算療養費の対象外です。

【対象者には申請のご案内をお送りします】

後期高齢者医療保険は2月下旬、国民健康保険は3月下旬にお送りします。ご案内が届いた方でも、自己負担額証明書をお取りいただかないと支給額が正しく計算できない場合がありますので確認してください。

また、次の方には、ご案内をお送りできない場合があります。

計算期間中に①市区町村を越えて住所が変わった②医療保険が変わった③75歳の誕生日を迎えた④医療保険の資格を喪失した。

※ご案内が届かない方で制度に該当すると思われる方は、2019年7月31日時点で加入していた医療保険担当へお問い合わせください。

※会社等の健康保険は、健康保険組合などへお問い合わせください。

表1 高額介護合算療養費自己負担限度額表 後期高齢者医療保険加入の方

所得区分		世帯限度額
1 現役並み所得者(負担割合3割の方)	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
2 一般(1、3、4以外の方)		56万円
3 住民税非課税等	区分Ⅱ(住民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方)	31万円
4 住民税非課税等	区分Ⅰ(住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない、または老齢福祉年金を受給している方)	19万円

国民健康保険加入の方(70～74歳)

所得区分		世帯限度額
1 現役並み所得者(負担割合3割の方)	Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	141万円
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	67万円
2 一般(1、3、4以外の方)		56万円
3 低所得Ⅱ(住民税非課税世帯で低所得Ⅰに該当しない方)		31万円
4 低所得Ⅰ(住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下でその他の所得がない方)		19万円

国民健康保険加入の方(70歳未満)

所得区分	課税所得	世帯限度額
上位所得者	901万円超	212万円
	600万円超～901万円	141万円
一般	210万円超～600万円	67万円
	210万円以下	60万円
住民税非課税世帯		34万円

表2 自己負担額に含まれないもの

医療	保険外の診療、入院時の食費・居住費、差額ベッド代等
介護	保険外の介護(予防)サービス、入所時の食費・居住費(滞在費)、特定福祉用具購入費(特定介護予防福祉用具購入費)、住宅改修費(介護予防住宅改修費)